

北見市はぐくみ学級開設要項

(目的)

第1条 北見市はぐくみ学級(以下「はぐくみ学級」という。)は、核家族化、少子・高齢化など、家庭をとりまく状況の変化により、家庭や地域社会のあり方が問われる今、子どもたちの豊かな心・生きる力をはぐくむために、小中学校区下などの親同士が、子育てなど家庭教育に関する学習を行うとともに、学習者相互の交流を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 はぐくみ学級は、北見市内各幼稚園・小中学校のPTA、保育所(園)の父母の会を対象とする。

(開設期間及び学習回数)

第3条 はぐくみ学級の開設期間は、毎年度、5月から翌年2月までとし、原則として、2回以上(1回2時間程度)の学習会を実施することとする。

(学習内容)

第4条 はぐくみ学級の学習内容は、概ね、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭・学校・地域社会の連携をより具体的に考える学習
- (2) 心豊かな家庭を築くため、家庭教育について考える学習
- (3) 親子体験活動など、子どもの生きる力をはぐくむ学習
- (4) 市教委主催事業等への参加・協力
- (5) その他

(提出書類)

第5条 はぐくみ学級を開設する1ヶ月前までに、所定の学習計画書を作成し、生涯学習課へ提出することとする。

2 はぐくみ学級の全日程終了後2週間以内を目途に、所定の学習報告書を生涯学習課へ提出することとする。

(経費)

第6条 はぐくみ学級に要する経費のうち、講師等謝礼金・託児等委託料・会場使用料(市教委所管の社会教育施設に限る)については、予算の範囲内(上限50,000円)において、市費をもって充てることとする。

2 講師等謝礼金は、「社会教育事業における各種講師謝礼取扱い」に基づく額とする。ただし、学級生による講師等は謝礼の対象外とする。

(補則)

第7条 それぞれの学級は、スポーツ安全保険等に参加し、安全な学習活動に努めることとする。

附 則

この要項は、平成18年3月5日より施行する。

この要項は、平成20年4月4日より施行する。

この要項は、平成23年4月1日より施行する。

この要項は、平成25年4月1日より施行する。